


所管部課	市民部 地域振興課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部を改正する条例について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市男女共同参画苦情等処理規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年度からの10年間を計画期間とする第三次東大和市男女共同参画推進計画の策定にあわせ、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例において、市独自に規定している「推進月間」の見直し等を行うことで、男女共同参画推進事業のより効果的な運用を図ることを目的に条例の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第12条に規定された推進月間に関する記述を削除する。 ・条例第17条第2号に規定している相談に関する記述を新たに第11条として規定する。 ・相談に関する記述を新たに第11条として規定したことにより、条例第17条、第18条、第19条、第20条の条文中にある「苦情等」を「苦情」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日（ただし、目次、第11条、第3章の章名及び第17条から第20条までの改正規定は、令和3年7月1日）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>男女共同参画に関わる相談機能を充実することにより、相談者の利便性が向上する。また、より効果的な時期に適切な事業が実施できるようになり、より高い効果が期待できる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和3年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。